

平成27年度 仙台市小学校長会生徒指導研修会

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 課長補佐の齊藤大輔氏を講師にお迎えして、平成27年度の仙台市小学校長会生徒指導研修会が11月19日に仙台市教育センターで開催されました。

平成27年度 仙台市小学校長会生徒指導研修会

平成27年11月19日（木）

10:00～11:30

仙台市教育センター 大研修室

1 開会の挨拶 仙台市小学校長会会長 古澤 康夫

2 講師紹介 仙台市小学校長会副会長 飯塚 巖

3 講演

演 題

「生徒指導に関する現状と課題 国の施策の動向」

講 師

文部科学省初等中等教育局 児童生徒課

課長補佐 齊藤 大輔 氏



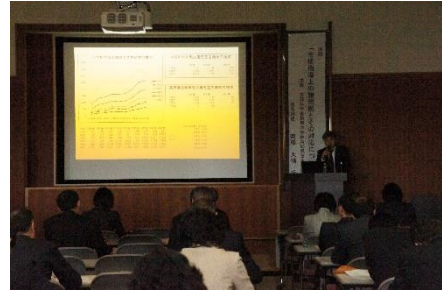
4 閉会の挨拶 仙台市小学校長会生徒指導部長 菊地 博

〈 講演 の 概 要 〉

1 生徒指導の諸問題について

(1) 暴力行為について

・中学校，高等学校が減少で，小学校が増加傾向にあり，件数も過去最多である。低年齢化，増加の要因については，子供のコミュニケーション能力の低下が考えられる。平成 19 年 2 月に問題行動を起こす児童生徒に関して，毅然とした対応をとるということを柱に，出席停止措置も視野に入れるように通知している。学校だけで対応することが困難なことは警察や児童相談所と連携して進める必要がある。



(2) いじめについて

・「いじめ」調査の結果，平成 26 年度は 122,000 件で，6 月 30 日の見直し調査前の件数と比較すると，3 万件増加している。そのうち小学校と特別支援学校の数字は過去最多で，学年が下になるほど増加率が高くなっている。いじめの認知件数については都道府県の差が 83 倍あり，平成 25 年度の認知件数の調査結果を見ると，京都（10 人に 1 人）と福島（1000 人に 1 人）とでは相当の格差がある。文部科学省としては，積極的な認知に力を入れている。教員がいじめと認めたものが認知件数であることから，認知件数は多い方がよいという考えである。

・いじめ防止対策推進法にあるように組織的対応をするということが大切で，いじめの情報があったら，まず集め，次に組織で集約し，対処方針を決め，役割分担をする。

・文部科学省は，全国いじめ問題子供サミットの開催，スクールカウンセラー等の予算の拡充，「私たちの道徳」の記述の充実，関係機関との連携強化，地教行法の改正による教育行政における責任体制の所在の明確化などの取組をしている。

・警察との連携に関しては，①犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について，②いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について，③早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について，通知を出した。③はいじめであり，犯罪行為（暴行，恐喝，脅迫）でもあることを教える必要がある。

・重大事態の第 1 号によるもの（児童等の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき）は，国は設置者に調査してもらうことが適当としている。警察介入の可能性，マスコミが取り上げる可能性があり，一学校の組織では対応が難しいからである。



。逆に第 2 号によるもの（児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき）は，学校における不登校対策の側面から，いじめの原因を払拭して，学校に通えるように環境を整備し，登校を働きかける必要があるので，学校が調査するのが適当であると考え。

(3) 不登校について

- ・不登校児童生徒数の推移については、小学校・中学校が増加し、高等学校が減少している。主な原因は、家庭の教育力の低下ではないかと考えられている。
- ・支援する施策としては、教育支援センター（適応指導教室）の取組、IT 等活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大、特別な教育課程を編成できる不登校特例校の指定、高等学校の不登校生徒を対象にした通信を用いた単位認定を行う取組がある。
- ・不登校に関する実態調査は、平成 18 年に中学 3 年生で不登校だった生徒の追跡調査を平成 23 年度、20 歳のときに実施した。この調査で「不登校のきっかけ」を本人に聞いたところ、40%が「いじめ」と答え、学校の回答（1.2%）とは差がある。高校進学率は 65%から 85%に増加し、中退率は 38%から 14%に減少していることから、不登校に応じた学校の支援の成果が見て取れる。

(4) 自殺について

- ・私立小・中学校や高等学校の場合、自殺の事実を伏せて、退学届を出すような可能性もあるので、学校と警察とでは発生件数に 100 ぐらいの差が生じている。
- ・自殺対策基本法の成立後に策定された「自殺総合対策大綱」等を踏まえ、自殺を予防するための取組が進められている。7 月に審議のまとめとして、①子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引き）、②子供の自殺が起きたときの背景調査の指針の改訂、③子供の自殺等の実態分析、この 3 点を公表した。
- ・子供に伝えたい自殺予防として、信頼できる子に自殺願望を打ち明けること（援助希求行動）が挙げられ、気付きや対応の仕方を子供たちに周知することが有効である。
- ・自殺等の実態分析については、平成 23 年 6 月以降、データを収集し、自殺の背景を分析した。その結果、精神科の治療や必要な支援を受けていれば、自殺を予防できた可能性がある。信頼できる大人につなげられるように、文部科学省では「友だちのピンチ、身近なおとなに話そう。」キャンペーンを展開している。

2 教育相談体制の現状

- ・いじめ対策等総合推進事業で、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実を図っている。役割、配置の状況、相談の状況を踏まえ、配置人数を増やしてきている。「チーム学校」の在り方について議論を進め、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーも組み込んでいくようにする。日本の教育現場では 8 割が教員だが、欧米の学校では専門家が入っているので教員の割合は 6 割ぐらいである。日本でも専門家を活用して、教員が教育に専念できるように整理していこうと議論している。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについては、制度上の位置付けや職務内容を明確化して、法律に指針を示して、効果を高めていく。